

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

胎内市長
胎内市議会議長
胎内市農業委員会
胎内市教育委員会

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍法」という。）第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画による取組について、令和元年度の実施状況を公表します。

1 仕事と子育ての両立支援（次世代法及び女性活躍法関連）

◆目標

- 男性の育児休業取得者数を毎年度1名以上とする。
- 配偶者出産休暇の取得率を毎年度80%以上とする。
- 職員の年次有給休暇取得日数を毎年度10日以上とする。

◆状況

（男性の育児休業取得者数）

年度	対象者数	取得者数	取得率
平成28年度	7人	1人	14.3%
平成29年度	6人	0人	0.0%
平成30年度	6人	0人	0.0%
令和元年度	3人	1人	33.3%

※取得者数には、当該年度以前に取得可能となった職員含む

（配偶者出産休暇の取得率）

年度	対象者数	取得者数	取得率
平成28年度	7人	6人	85.7%
平成29年度	6人	6人	100.0%
平成30年度	6人	6人	100.0%
令和元年度	3人	2人	66.7%

（男性の育児参加休暇の取得率）

年度	対象者数	取得者数	取得率
平成28年度	7人	3人	42.9%
平成29年度	6人	3人	50.0%
平成30年度	6人	2人	33.3%
令和元年度	3人	2人	66.7%

（職員の年次有給休暇取得日数）

年	取得日数
平成28年	8.1日
平成29年	8.7日
平成30年	9.1日
令和元年	9.0日

* 各年1月1日～12月31日までの期間

◆取組内容

- 子が生まれる職員に「子育て応援ハンドブック」を配布し、育児休業等の制度の説明を行い取得を促進した。
- 6月を年次有給休暇の取得キャンペーン期間とし、期間中に全職員が1日以上年次有給休暇を取得するよう呼びかけた。

2 女性の活躍支援（女性活躍法関連）

◆目標

- 令和元年度までに課長級職の女性割合を10%以上とする。
- 令和元年度までに「係長級以上への昇任を望む」女性割合を女性全体の30%以上とする。

◆状況（各年度4月1日時点での在職状況）

【課長級】

年度	男性	女性	合計	女性割合	伸び率 H28→R1
平成28年度	20人	0人	20人	0.0%	-
平成29年度	20人	0人	20人	0.0%	-
平成30年度	17人	2人	19人	10.5%	-
令和元年度	17人	1人	18人	5.6%	+5.6ポイント

【係長級以上】

年度	男性	女性	合計	女性割合	伸び率 H28→R1
平成28年度	65人	15人	80人	18.8%	-
平成29年度	66人	14人	80人	17.5%	-
平成30年度	62人	18人	80人	22.5%	-
令和元年度	60人	16人	76人	21.1%	+2.3ポイント

【「係長級以上への昇任を望む」女性割合】

令和元年12月実施時点	女性全体に占める割合
	33.9%

◆取組内容

- 外部機関が実施する女性職員のキャリア形成を支援する研修への参加を促進した。
（テーマ：女性職員のキャリアアップ研修）

公表日：令和2年8月21日